

# 公的資金補償金免除繰上償還に係る 公営企業経営健全化計画について

札幌市建設局

## 1 繰上償還の概要について

高金利<sup>※1</sup>の地方債<sup>※2</sup>の公債費<sup>※3</sup>負担を軽減することを目的とし、「行政改革及び経営改革を行うことを内容とする計画」を策定し実行する地方公共団体を対象に、平成19年度から21年度までの3年間で5兆円規模の公的資金<sup>※4</sup>の補償金免除繰上償還<sup>※5</sup>を行うことができることとなった。

なお、繰上償還の承認にあたって総務省・財務省より策定するよう求められた公営企業経営健全化計画では、計画期間における経営改善効果が財政融資資金の繰上償還に係る補償金免除額を上回ることが条件となっている。

## 2 計画の内容について

(概要)

本市下水道事業の公営企業経営健全化計画は、平成17年度に策定した札幌市下水道事業集中改革プラン(平成17年度～21年度)及び平成19年度に策定した下水道事業中期経営プラン(平成19年度～23年度)に基づいて経営改善に取り組む内容となっている。

(基本方針)

多様化した下水道の役割を着実に果たすとともに、効率的な事業運営や効果的な事業の選択などを行うことにより、現行の下水道使用料で安定した下水道事業を継続する。

(経営改善の取組み)

建設事業減に伴う組織体制の見直し、民間委託化(施設の運転管理等)の推進、ポンプ場の遠方監視化、汚泥処理の集中化、コンポスト事業の見直し、未利用資産売却など。

⇒ 経営改善効果額 2,404百万円 > 繰上償還に係る補償金免除額 2,237百万円

## 3 下水道事業会計における繰上償還対象額

下水道事業会計では利率7%以上の財政融資資金及び公営企業金融公庫資金が対象となり、平成19年度末に繰上償還予定である。資金別には財政融資資金が142億円、公庫資金が65億円、計207億円となる。

## 4 繰上償還による効果

平成19年度末の繰上償還後、最終償還までの合計で、約26億円の支払利息節減が見込まれる。

- ※ 1「高金利」：5%以上。
- ※ 2「地方債」：地方公共団体が、財政収入の不足を補うため資金調達によって負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。
- ※ 3「公債費」：地方公共団体の借入金の元利償還金
- ※ 4「公的資金」：旧資金運用部資金（旧大蔵省所管の資金）、旧簡易生命保険資金（旧郵政省所管の資金）、公営企業金融公庫資金（昭和32年に公営企業金融公庫法に基づいて設立された政府系金融機関の資金）
- ※ 5「補償金免除繰上げ償還」：「補償金」とは借入団体が繰上償還をする場合に、将来支払う予定の利息を基に運用益などを加味して貸出先が算出するものであり、繰上げ償還時に元金と同時に支払わなければならない。これらの「補償金」が免除され元金のみ繰上げ償還すること。

この内容についてのお問い合わせ先

建設局管理部下水道財務課	電話 011-818-3412
企画課	電話 011-211-2481